

国民健康保険 高額療養費支給申請手続簡素化の申請をされる方へ

標記の手続の簡素化を希望する場合、適用要件に該当している場合かつ世帯主の同意が必要です。
下記の事項を確認いただき、□にチェック(レ)及び同意の署名を記入してください。

適用要件について

- ・ 国民健康保険税の滞納がないこと。

解除について

- ・ 手続きの簡素化の適用中（以下「適用中」という。）に、次のいずれかに当てはまるとき、適用が解除となり、後日書面にてお知らせします。
 - ①適用要件に該当しなくなった（滞納がある）場合
 - ②世帯主が変更又は死亡した場合
 - ③指定された振込先金融機関口座への振込みができなくなった場合
 - ④申請の内容に偽りその他不正があった場合
 - ⑤その他市長が解除すべきと認めた場合
- ・ 手続きの簡素化の解除を希望する場合は、解除の申請書の提出が必要です。
- ・ 手続きの簡素化の解除後の高額療養費の請求については、その都度支給申請が必要です。

振込、返還について

- ・ 高額療養費が発生した場合は、指定された振込先金融機関口座に支給されます。
- ・ 適用中に、口座振込できなかった場合又は公金受取口座以外の振込口座の変更を希望される場合は、通帳等を持参のうえ、変更の申請書の提出が必要です。
- ・ 高額療養費支給後、医療機関への医療費の一部負担金の未払いが判明した場合には、山口市へ返還してください。
- ・ 支給済みの高額療養費が減額となった場合、減額された金額を山口市へ返還してください。
- ・ 再審査等により支給額に変更が生じた場合は、次回以降の支給額で調整があります。

通知（案内）について

- ・ 適用中は、高額療養費申請勧奨などの手続きの案内は送付されません。
- ・ 申請後、高額療養費の支給がある場合は、支給決定通知書を送付します。

公金受取口座について（希望者）

- ・ 「公金受取口座」とは、国民健康保険の世帯主がマイナポータル等から口座情報登録・連携システム（以下「システム」という。）に公金受取のために登録した口座をいいます。
- ・ 公金受取口座の口座変更・登録抹消を行うと、システム反映までに一定期間を要します。
- ・ 公金受取口座の登録抹消を行った場合は、振込先の変更の申請が必要です。
- ・ 公金受取口座への支給希望の場合、振込停止の申出がない限り、公金受取口座利用の意思確認は行いません。
- ・ 公金受取口座は国保被保険者名義の口座のみ振込みができます（擬主名義は不可）。

その他注意事項について

- ・ 医療費の一部負担金の支払い状況等について、必要に応じて山口市から医療機関へ照会します。
- ・ 第三者行為又は業務上の事故による傷病において診療を受けた場合は、山口市に連絡が必要です。
- ・ 医療機関が実施している独自の制度等により、医療費の自己負担金が免除又は減額されているなど、その都度、領収書の確認が必要などときには、手続きの簡素化を適用できない場合があります。

以上に同意のうえ申請します。

（世帯主）

署名